

(仮称) 認定こども園松江ひかり幼稚園新築工事

公募型制限付一般競争入札要綱

令和4年7月26日

宗教法人 法養寺

下記の通り「(仮称) 認定こども園松江ひかり幼稚園新築工事」にかかわる入札を実施いたします。入札に参加希望される場合は、入札参加希望票をご提出ください。なお、入札の実施にあたっては関係法令に定めるもののほか、下記に記載の要綱に従うものといたします。

1. 建築主

宗教法人 法養寺 代表役員 奥平康熙

2. 設計監理者

株式会社 小野里信建築アトリエ 代表取締役 小野里信
栃木県宇都宮市東築瀬 1-30-1
一級建築士事務所 栃木県知事 第 A イ 3415 号

3. 工事名称

(仮称) 認定こども園松江ひかり幼稚園新築工事

4. 工事場所

東京都江戸川区西一之江 3 丁目 1006-2 ほか

5. 工事概要

用 途 認定こども園
構造規模 鉄骨造 地上 2 階建て
敷地面積 1,481.41 m²
建築面積 504.38 m²
延床面積 930.13 m²

【工事範囲】 新園舎新築工事 新園舎外構工事 園庭整備工事

※園庭整備工事は、新園舎完成後の既存園舎解体および植栽工事完了後の着手とします。なお既存園舎解体工事及び植栽工事は含まない。
但し、図面記載の緑地帯プランターは本工事とします。

6. 工事期間

着工 契約締結後

完成 建築・外構工事 : 令和 5 (2 0 2 3) 年 7 月 3 1 日

園庭整備工事 : 令和 6 (2 0 2 4) 年 2 月 2 8 日

※園庭整備工事は既存園舎解体後に着手 (工期: 概ね 2 ヶ月間)

7. 予定価格

あり（非公表）

8. 最低制限価格

あり（非公表）

9. 支払い条件

請負契約時 20% 以降実施報告による出来高に応じて支払い

10. 入札参加資格

入札日において、下記に挙げる入札参加資格条件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する一般競争入札に参加できないものでないこと
- (2) 建設業法に基づく特定建設業の許可を受け、同法に定める営業停止処分を受けていない者
- (3) 令和 3・4 年度の東京都建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に対象工事に対応する業種で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、格付けが建築工事において A ランク以上であること
- (4) 東京都及び江戸川区が定める競争入札参加にかかわる指名停止期間中でない者
- (5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条に基づく排除措置期間中でないこと
- (6) 直近 3 年間の会計期間において、経営赤字になっていないこと
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 直近 10 年以内に東京都内において、認定こども園、幼稚園、認可保育園等の新築工事（延床面積 500 ㎡以上）で元請けとしての施工実績を有する者
いずれも新築工事を対象とし内装工事のみの受注形態の実績は除くものとする

1 1. 入札参加資格審査依頼および資格の確認

入札参加希望者は、以下の記載の通り書類を提出してください。

(1) 提出期間

公告日 ～ 令和4年8月5日（金） 17：00必着

(2) 提出方法

下記.問合せ先に「入札参加希望」のタイトルで、会社名・部署名・担当者名・住所・電話番号・メールアドレスを記載し、参加意向のメールを送付ください。

以下の書類をメールで送付（返信）します。

万が一返信が無い場合は電話で問い合わせてください。

【送付書類】 公募型入札参加資格等確認申請書 公募型入札参加希望票 入札参加辞退届

【問合せ先】

設計監理者 株式会社 小野里信建築アトリエ 担当：小野里

〒321-0925 栃木県宇都宮市東築瀬 1-30-1

028-633-1215

info@shinonozato.com

(3) 提出書類（PDF データ）

- 公募型入札参加資格等確認申請書
- 公募型指名競争入札参加希望票
- 建設業許可証（建築一式工事）の写し（最新のもの）
- 東京都の競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- 施工実績に記載した請負契約書の写し
- 経審結果通知書の写し（最新のもの）

(4) 入札参加希望表明後に辞退の場合は、参加辞退届を提出期間内にメールで提出してください。なお、提出済みの上記書類は返却いたしません。

1 2. 入札参加資格事業者の指名

令和4年8月10日（水）にメールで通知します。

1 3. 入札参加資格の喪失

指名競争入札参加依頼書を受けた者あるいはその構成員が、次のいずれかに該当することが判明した場合には、当該工事に関わる入札参加資格を喪失するものとします。

- (1) 入札参加条件に定める資格条件を満たさなくなったとき
- (2) 入札参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたとき

1 4. 設計図書の配布

入札参加資格を有すると認められた場合、下記一式を令和4年8月12日（金）に設計監理者より郵送で配布します。

- 入札参加資格確認結果通知書
- 入札書
- 図面・仕様書（CD-ROM PDF 形式）

受取りの際はその旨問合せ先（設計監理者）までメールで返信して下さい。

返信がない場合は受領したものとみなします。

【問合せ先】

設計監理者 株式会社 小野里信建築アトリエ 担当：小野里 若菜
〒321-0925 栃木県宇都宮市東築瀬 1-30-1
028-633-1215
info@shinonozato.com

1 5. 設計図書に関する質疑回答

(1) 質疑書提出

令和4年8月19日（金） 17：00 必着

(2) 様式・送付の方法

質疑表は様式自由としますが、A4 サイズの EXCEL 形式により作成し、PDF に変換したデータと共に提出してください。その際、EXCEL 形式データは当方にて編集可能な保護設定としてください。質疑表には「連番」「該当箇所の図面番号」「質問事項」「解答欄」を記載してください。電話による質疑は一切受け付けません。

メールのみの受付とします。

期日までに届かない場合は、質疑はないものとみなします。

(3) 提出先

上記、問合せ先（設計監理者）あて

(4) 回答書送付

令和4年8月23日（火）に全入札参加有資格者へメール送付します。

受取りの際はその旨問合せ先（設計監理者）まで返信して下さい。

返信がない場合は受領したものとみなします。

1 6. 入札の日程

日 時 令和4年8月30日（火） 15：30
場 所 東京都江戸川区西一之江 3-33-1 法養寺 1階ホール

17. 入札の方法および落札者の決定方法

- (1) 入札者は指定の日時・場所に出席し、指示に従い入札書を提出してください。
- (2) 代理人が入札する場合、入札前に委任状（書式任意）、本人の名刺を提出し、主催者の確認を受けて下さい。
- (3) 指定の入札書で入札してください。
- (4) 入札書は、必要事項を記載し記名押印のうえ封書入札してください。
2回目の入札は、封書は省略し四つ折りにして入札してください。
- (5) 落札者の決定は、予定価格および最低制限価格の範囲内において、最低の価格で入札した者を落札者とします。開札の結果、前記の範囲内の入札がないときは、2回目の入札を行います。なお2回目の入札において前記の範囲内の入札がないときは、区と調整のうえ原則期日をあらためて再入札を実施するものとします。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (7) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者は失格とします。
- (8) 一度提出した入札書の書き換え、撤回はいかなる事情においても認めません。

18. 入札書の記載および落札金額の決定

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

19. 入札不調の扱い

指名業者の入札辞退等により入札が不調になった場合には、予定価格や工事内容を見直したうえで、再度公募型指名競争入札の募集を行います。

20. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、辞退届を入札日前日までにメール、もしくは入札当日に持参し提出してください。メール送付の場合は、送信後に問合せ先（設計監理者）まで電話で送信の旨を伝え、受け取りの確認をしてください。

21. その他

- (1) 当入札にかかる全ての提供資料を当該入札以外の目的で使用することを禁じます。
- (2) いかなる場合においても一括下請負契約を禁止します。
- (3) 図面・質疑回答の記載事項からの積算漏れに関しては、受注者負担を原則とします。
- (4) 落札者は、新園舎引渡し後の旧園舎解体工事（別途工事）において、園庭整備工事を踏まえた工事の調整を解体工事業者と行ってください。
- (5) 入札積算及び提出に係る費用は、入札者の負担とします。
- (6) 現地説明会は実施しません。また電話による質疑は受け付けません。

以上